



- IT 社会の発展と海外との競争の激化
- コロナ禍で役員報酬の一時的な減額は可能か？
- コロナ禍の資金繰り対策「家賃支援給付金」
- 令和 2 年夏季賞与支給実績【速報！】～経理代行調べ～

IT 社会の発展と海外との競争の激化



歯科矯正の世界で「マウスピース矯正」が注目されています。現在、ワイヤー矯正が主流ですが、口元から金具がのぞくことを嫌がる患者が多いため、装具が目立たず、取り扱いが手軽なマウスピース矯正にする方が多くなっています。特に米アライン・テクノロジーが有名で、米国で蓄積された患者のビッグデータを用い、透明な樹脂製で取り外し可能な「アライナー」と呼ばれる装具を販売しています。日本の歯科医師がデータを米国に送り、米国から製品が郵送されてくる仕組みです。安全性を懸念する声が多いので今後の動向が注目されますが、歯科矯正というサービス業においても、海外移転が始まっているという事実に衝撃を受けました。

サービス業は、製造業と違い、生産にあたるサービス提供と消費が同時に行われるため、サービス自体の保存が効かず海外移転はしにくいと言われていました。しかし、ネットワークや配送システムの発達と人工知能やロボットなどの組み合わせにより、海外との戦いがますます激しくなっていくことが予想されます。地元商店街がショッピングセンターに侵食され、そのショッピングセンターも頭打ちになり、減少しました。Amazonなどのインターネット通信販売は、国を超えて侵食してきています。最も打撃を受けた書店業界は売上が 1996 年の販売額の半分以下に落ち込み、書店がない市町村が、全国に 400 を超えるようになりました。このような、大きな変化がサービス業にも起こるかもしれません。

また、働き方改革でテレワークが推進されていますが、もっと遠くの海外の人を在宅で活用する動きもあります。米国の企業では、自国の会計士の雇用数を減らし、在宅の中国人会計士を雇用し始めました。自国の会計士を雇うよりも賃金を 20 分の 1 に抑えることができるため、在宅で可能なアシスタント業務を中国人会計士に依頼しています。日本の会計事務所でも中国に進出、また記帳代行する部門を中国で行う事務所も出てきています。プログラマーやエンジニアなど様々なサービス業の専門職種の仕事が、海外との競争にさらされる事態となるかもしれません。この事態を『遠隔移民』と呼ぶ人もいます。

医療の世界ですと保険適用範囲も増えて、ますます注目されている最先端医療機器『ダヴィンチ』が有名ですが、あくまで手術支援ロボットであり、完全に人を代替するものではありません。一方、銀行の世界では、「アメリア」というホワイトカラーロボットが人工知能により、完全に人を代替しています。アメリアは、スウェーデン銀行 SEB のオンラインと電話の相談窓口対応をするロボットです。またアメリアは、ロンドンやチューリヒの UBS 銀行や保険会社、通信大手の 20 社以上で稼働しています。その能力は 300 ページのマニュアルを 30 秒で暗記し、20 ヶ国語を操り、数千人分の通話を同時に処理することができるほどです。バンク・オブ・アメリカでは、「エリカ」というホワイトカラーロボットが富裕層向け一対一のサービスを行っています。決済口座が赤字になったことを知らせるなど銀行処理を対話型で提供するロボットです。自立型ホワイトカラーロボットは高価ですが、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）は中小企業でも導入可能な価格です。RPA は、単純作業の繰り返しを得意としていて、伝票の入力や印刷、データを転記する作業などに活用できます。

5G 時代に象徴されるネットワーク社会のますますの進展、人工知能ロボットなどの技術革新そしてグローバル化による海外人材との戦い、これらの要素は私たちの経営環境を大きく変え、これからさらに大きく変えようとしています。これらの技術やサービスが、自社にどう影響与え、またその中で自社がマーケットとして取り組む必要があるところはどこなのか、あるいは自社の組織の効率化のために取り組んだ方が良いところはどこなのか、を見極めて対応していく必要があると感じました。

成迫 升敏

コロナ禍で役員報酬の一時的な減額は可能か？

コロナウイルス感染拡大により役員報酬を減額したいというご相談をいただくことが多くなりました。その理由は業績が悪化した、また悪化する見通しであるためというものですが、その場合の税務上の注意事項について取り上げます。

役員報酬と法人税の確認



役員報酬は決算後 3 か月以内に株主総会等で支給額を決議し、定額で支給することで、法人税を計算する際に所得から差し引くことができます（以下、損金算入）。これを定期同額給与といい、**原則として1年間は変更できません。**

今回のコロナ禍で役員報酬を期中に減額した場合

新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化による役員報酬の期中減額は、一定の事由（臨時改定事由）に該当すれば損金算入が可能です。ただし、期中に業績が回復したため支給額を元に戻した場合は増額改定に当たり、**改定前の金額を超える部分の金額は損金算入することができません。**

役員報酬の期中減額と業績回復による増額

100	100	100	100					70	70	70	70	← 損金不算入
				30	30	30	30	30	30	30	30	
業績悪化による減額↑ 「臨時改定事由」に該当				↑ 業績回復により増額 「臨時改定事由」に非該当								

業績悪化による役員報酬減額の一定の事由

事業悪化による役員報酬減額の一定の事由とは、「経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由」に該当するもので、単なる利益調整目的の減額改定ではないと説明できる**客観的な証拠**が必要です。例えば金融機関との融資交渉や仕入先との取引継続のために、これ以上財務諸表の悪化は避けなければならないなど、役員給与を減額しなければならない**具体的かつ客観的**事情がそれに該当します。一方で単に資金繰りが悪化したこと、目標未達成では該当しないとされています。

国税庁「役員給与に関するQ&A（平成 24 年 4 月改訂版）」Q1-1, Q1-2

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaisaku/hojin/qa.pdf>

国税庁がコロナ禍のFAQを公表

国税庁は「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応策と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表しており、2つの減額改定ケースを例示しています。

- ① イベント開催業者が、予定イベントがキャンセルになり人件費等の支払いができず、役員給与の減額を行った場合(FAQ 問 6)
- ② 現状では財務指標は悪化していないものの、観光客の減少とその回復の見通しが立たない法人が、現時点で何らかの対策を打たなければ経営状況が著しく悪化する場合(FAQ 問 7)

国税庁 5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm#q5-6>

当該FAQは、コロナ禍で影響を受けて資金繰りに窮した場合や経営状態の悪化は、多くの場合に業績悪化改定事由として認められる客観的事情とみなすことができるという例示と考えられるでしょう。

また、資金繰りの悪化により一時的に役員報酬を未払いにすることも、客観的に見て支払いができないことにやむを得ない事情がある場合は**損金算入できる**可能性があります。

コロナ禍での客観的事情として、営業自粛要請による時短営業や休業、県外からの観光客制限、感染拡大を要因とする著しい売上高の下落がある場合などが該当すると考えられます。実際に減額するには臨時株主総会等を開催し、このような客観的な事情があったことや判断基準を記載または資料として添付し、第三者にも説明できるように保管してください。

安藤 雅弘

コロナ禍の資金繰り対策「家賃支援給付金」

新型コロナウイルス禍の政府による給付金のひとつ「家賃支援給付金」をご存じでしょうか。令和2年7月14日から申請が開始されていて、申請期限は令和3年1月15日までになります。今回は給付金の概要や、申請にあたっての注意点をご紹介していきます。

家賃支援給付金の概要

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、家賃・地代の負担が重くなっている**中小企業者等の事業継続を支援する**給付金のことです。借主である事業者に対して支給され、給付額は申請日の直前1か月以内に支払った家賃・地代をもとに算定されます。中小企業や個人事業者だけでなく、医療法人、社会福祉法人等も対象になる給付金です。書類に不備がない場合でも申請から給付まで**1~2か月**かかるようです。

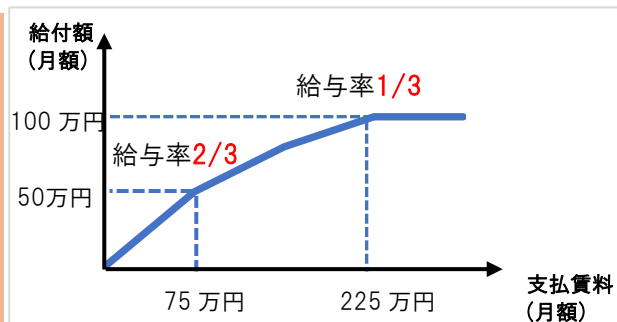


「家賃支援給付金」の要件等

事業要件	2019年12月31日以前から事業収入があること	
売上減少対象期間	令和2年5~12月	
売上減少要件	単月の前年同月売上50%以上減少 or 連続3か月の前年同月売上30%以上減少	
給付金上限	法人600万円、個人300万円	
給付の対象費用	土地建物の賃料、共益費、駐車場の地代 ※テナントなど賃借料が売上に連動する場合も対象になる場合あり	
主な必要な書類	令和元年度確定申告書、対象月の売上台帳等、通帳の写し、本人確認、賃貸借契約書、3か月の賃借料支払証明書類	
申請サポート会場 (完全予約制)	長野市：TOiGO WEST 伊那市：伊那商工会館	松本市：松本ホテル花月

月額給付金の算定方法

	支払賃料等	給付額
①	75万円以下	支払賃料など×給付率 2/3
②	75万円を超える	75万円以下の支払賃料などに相当する給付金(50万円) +支払賃料などのうち75万円を超える金額×給付率 1/3 ※ただし、100万円(月額)が上限



中小企業庁家賃支援給付金 <https://yachin-shien.go.jp/>
中小企業庁 家賃支援給付金申請要領より

申請にあたっての注意点【賃貸借契約であっても給付にならない契約、給付になる契約】

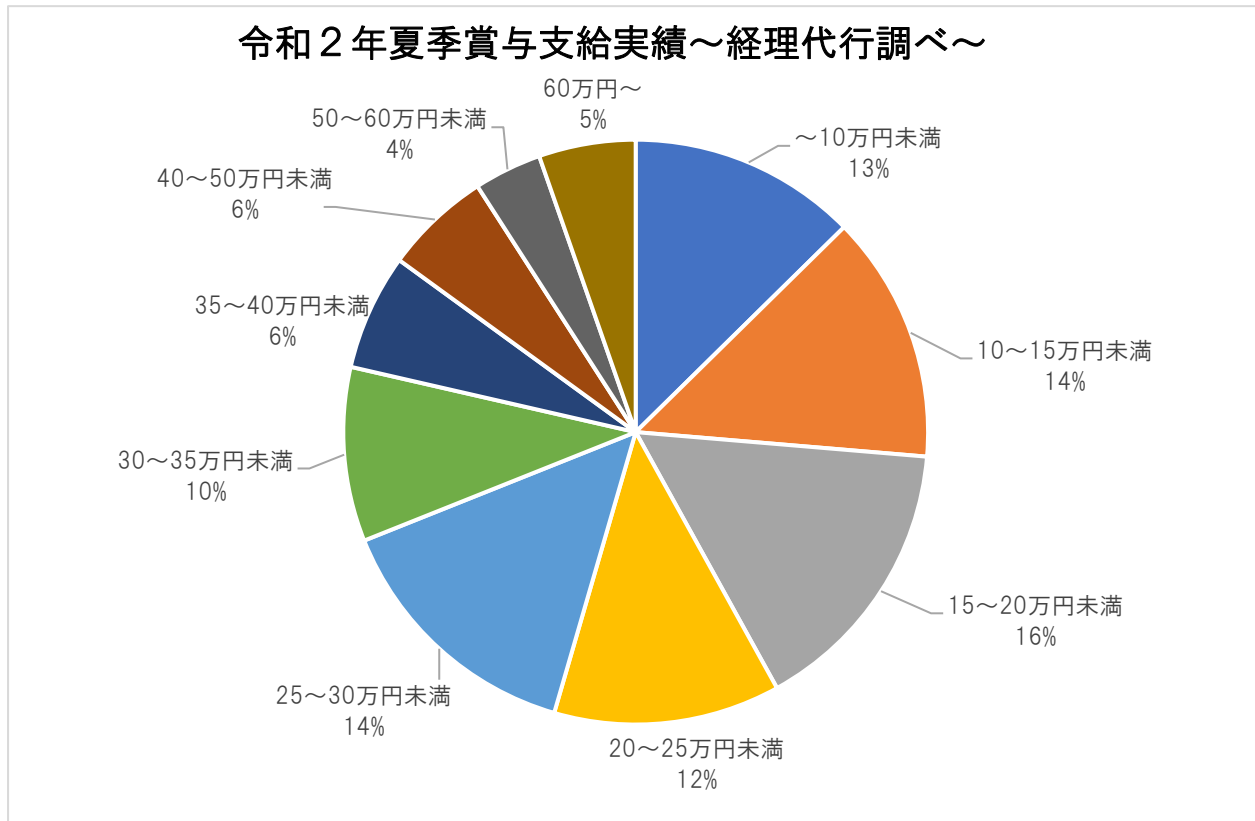
貸主と借主が実質的に同じ人物の取引、貸主と借主が配偶者または一親等以内の取引は、給付対象から外れます。例えば、社長から会社が土地や建物を借りている場合や配偶者・父母から会社が土地や建物を借りている場合には、給付対象から外れてしまいます。また、会社法に規定する親会社等・子会社等との取引も給付対象から外れます。ただし、二親等になる祖父母や兄弟姉妹から会社が、土地や建物を借りている場合には給付対象になります。この場合同居しているかどうかは問われません。また、同一の親会社を持つ子会社同士（兄弟会社）間の取引も給付対象になるため、対象になる方は申請を検討ください。

申請から給付までに時間のかかっている「家賃支援給付金」ですが、売上減少が3か月（例えば8・9・10月）で30%以上減少など、持続化給付金の対象にならない方でも「家賃支援給付金」では対象になる場合があります。詳しくは弊社スタッフまでお声がけ下さい。

樋口 将志

令和2年夏季賞与支給実績【速報!】～経理代行調べ～

コロナウィルスの影響により、今年の夏季賞与は昨年と状況ががらっと変わりました。春に発表された夏季賞与予測では、**前年比4～9%減**という厳しい数字が並び、中小規模の事業所においては判断の難しい夏となりました。下記は、弊社の関与先であるお客様の令和2年夏季賞与の支給実績です。



○賞与支給があった人の全体平均

賞与額	支給月数	支給事業所数割合
259,453 円	1.32 ヶ月	74.5%

○業種別平均

(1)製造、サービス、建設業などの業種（医療・福祉系以外）

賞与額	支給月数
235,781 円	1.27 ヶ月

(2)医療・福祉系

賞与額	支給月数
287,802 円	1.39 ヶ月



(※平均＝賞与支給があった人の平均。支給月数＝賞与額/基本給)

医療・福祉以外の業種は、全体的に**厳しい結果**となりました。特に、ホテル・旅行を中心とする観光関係では、大幅減額もしくは支給なし、という事業所も珍しくなく、例年になく状況となっています。支給事業所数割合も**全体 74.5%**に対し、医療・福祉系以外では**52.0%**となっています。

大手企業はコロナの影響が賞与に反映されるのは**冬の賞与以降**といわれており、今年の冬季賞与はどのような数字になるのか、注目です。

松村 規代